

老人保健対象者の方（75歳以上、一定の障害がある方は65歳以上の方）へ

平成20年4月実施

後期高齢者医療保険料のお知らせ

このほど行われた秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、保険料率が決まりましたのでお知らせします。保険料は、広域連合ごとに条例で定めることとなっており、後期高齢者医療に加入する方が、個人ごとに負担していただくこととなります。保険料は、制度を支える大事な財源のひとつです。

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料（年額）は、対象者の所得に応じて負担いただく所得割と、対象者に等しく負担いただく均等割との合計額（100円未満切捨て）になります。どんなに所得が高い方でも、保険料の上限額は50万円です。所得割の額は、対象者本人の基礎控除後の総所得金額等をもとに計算されます。



【秋田県後期高齢者医療保険料率】

所得割率（対象者の所得に応じた分）	7.12%
均等割額（対象者に等しく負担いただく分）	38,426円

※平成20年4月から平成22年3月末までの2年間、所得割率・均等割額は原則変わりません。
※所得割率・均等割額は、県内すべて均一です。

7割軽減	基準額(注1) ≤ 基礎控除額 (33万円)
5割軽減	基準額 ≤ 基礎控除額 (33万円) + 24万5千円 × 被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)
2割軽減	基準額 ≤ 基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 被保険者

(注1) 基準額とは同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとに設定します。
※国民健康保険税と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた方について、高齢者特別控除（総所得金額から15万円を控除）を適用します。

所得が低い方に対する軽減措置があります。これは次の基準にしたがい、均等割額を7割・5割・2割の区分で軽減します。

保険料の軽減措置

(例) 夫婦ふたり暮らし（年金収入のみ、ともに75歳以上で国保に加入していた方）のケース

	夫（世帯主）	妻（配偶者）
総所得額	80万円 (年金収入だと200万円)	40万円 (年金収入だと160万円)
所得割額	33,464円 (80万円-33万円) ×7.12%	4,984円 (40万円-33万円) ×7.12%

それぞれの所得金額から15万円（高齢者特別控除）を差し引き、二人分を合算すると90万円です。均等割額30,740円を個々の所得割額と合算すると
賦課金額 夫64,200円 妻35,700円
※それぞれの年金から天引きされます。

社会保険などの扶養になつている方の保険料

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。なお、今後正式に内容が固まった段階で改めてお知らせする予定です。

対象者の保険料は、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間は、均等割額が9割軽減された額となります。

対象者

75歳以上の方(注1)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(注2)の被扶養者となつている方
(注1) 65〜74歳で一定の障がい認定を受けた方を含みます。
(注2) 政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

「こ」が知りたい！後期高齢者医療保険料

これまでに秋田県後期高齢者医療広域連合に寄せられた後期高齢者医療保険料に関する質問についてQ&A形式で紹介いたします。

Q 保険料はどのようにして納めるの？

A 年額18万以上の年金受給者は、年金から天引きされます。他の方は納付書で市町村、または指定する金融機関窓口で納めます。

Q 国民健康保険加入者で国保税を納付しています。後期高齢者医療保険へ加入後、保険料と国保税を納めるのですか？

A 後期高齢者医療に該当した月から保険料を納めていただきますので、国保税の納付は必要ありません。二重にかかることはありません。

Q 現在、年齢は77歳ですが、息子の扶養で社会保険に加入。後期高齢者医療保険加入後は、保険料負担が発生しますか？

A 4月1日以前に社会保険の扶養の方は、平成20年度の保険料が半年間分(4月から9月分)無料です。残りの半年間は、均等割額(3万8426円)の20分の1の金額(1900円)を支払うこととなります。

Q 現在、健康保険組合加入の娘

A 現在、健康保険組合加入の娘

Q 現在、健康保険組合加入の娘

A 現在、健康保険組合加入の娘

Q 現在、健康保険組合加入の娘

制度についてもっと詳しく知りたい方は、秋田県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.akita-kouiki.jp>) をご覧ください。

＜問合せ先＞

市役所本庁 保険課	☎62-1118
保険課 (本庁窓口)	☎62-1117
合川支所 市民福祉課	☎78-2113
森吉支所 市民福祉課	☎72-3115
阿仁支所 市民福祉課	☎82-2113

